

福岡県公報

平成26年4月25日
第3590号

目次

告示 (第410号 - 第418号)

| | |
|-----------------------------|-------------------|
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) …………… 2 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) …………… 2 |
| ○指定代理納付者の指定 | (税 務 課) …………… 2 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定 | (砂 防 課) …………… 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) …………… 3 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) …………… 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) …………… 3 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) …………… 3 |
| ○漁業共済の加入区の設定の一部変更 | (水産振興課) …………… 4 |
| 公 告 | |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) …………… 4 |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (会 計 課) …………… 4 |
| ○国土調査法に基づく地籍調査事業計画 | (農山漁村振興課) …………… 4 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) …………… 5 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) …………… 5 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 | (農村森林整備課) …………… 6 |
| ○落札者等の公示 | (情報政策課) …………… 6 |
| ○落札者等の公示 | (情報政策課) …………… 7 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) …………… 7 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可 | (農村森林整備課) …………… 7 |

| | |
|----------------------|-------------------|
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) …………… 8 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 | (農村森林整備課) …………… 8 |
| ○土地改良区の役員の就任 | (農村森林整備課) …………… 9 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請 | (社会活動推進課) …………… 9 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) ……………10 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) ……………10 |
| ○落札者等の公示 | (警察本部会計課) ……………10 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) ……………11 |

教育委員会

| | |
|---------------------------|------------------------|
| ○福岡県立総合射撃場の利用料金の承認 | (教育庁体育スポーツ健康課) ……………11 |
| ○福岡県馬術競技場の利用料金の承認 | (教育庁体育スポーツ健康課) ……………12 |
| ○福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金の承認 | (教育庁体育スポーツ健康課) ……………13 |
| ○福岡県立総合プールの利用料金の承認 | (教育庁体育スポーツ健康課) ……………15 |
| ○福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金の承認 | (教育庁体育スポーツ健康課) ……………17 |

監査委員

| | |
|------------------|------------------------|
| ○監査結果の報告に係る措置の公表 | (監査委員事務局監査第一課) ……………19 |
|------------------|------------------------|

公安委員会

| | |
|--|-----------------------|
| ○警備員指導責任者講習の実施 | (警察本部生活安全総務課) ……………24 |
| ○警備業法第23条に規定する検定の実施 | (警察本部生活安全総務課) ……………26 |
| ○警備業法第23条に規定する検定の実施 | (警察本部生活安全総務課) ……………28 |
| ○警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施 | (警察本部生活安全総務課) ……………30 |
| ○警備員等の検定等に関する規則附則第7条第2項に規定する検定合格者審査の実施 | (警察本部生活安全総務課) ……………32 |
| ○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 | (警察本部生活安全総務課) ……………33 |

告示

福岡県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|--------|-------|--------------------------------|-------------------|--------------|
| 八女 | 県道 | 久留米立花線 | 前 | 八女市豊福921番1先から 八女市本1317番1先まで | 12.1 ～ 29.2 | 906.4 |
| | | | 後 | 八女市豊福921番1先から 八女市本1317番1先まで | 12.1 ～ 29.2 | 906.4 |

福岡県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年4月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|--------|--------------------------------|
| 八女 | 久留米立花線 | 八女市豊福921番1先から 八女市豊福279番2先まで |

福岡県告示第412号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

ヤフー株式会社

(2) 所在地

東京都港区赤坂九丁目7番1号

2 指定した日

平成26年4月1日

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

4 対象となる歳入

平成26年度定期自動車税

ふるさと寄附金

福岡県告示第413号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 区域の名称 東岩崎

2 区域の所在地 嘉麻市岩崎字鍛冶屋

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

| 所在地 | 地番 | 標柱番号 |
|-----------|--------|---------------|
| 嘉麻市岩崎字鍛冶屋 | 498番2 | 1号、2号11号及び12号 |
| 〃 | 498番3 | 3号から5号まで |
| 〃 | 493番18 | 6号 |
| 〃 | 493番1 | 7号 |
| 〃 | 494番 | 8号 |
| 〃 | 496番5 | 9号 |
| 〃 | 497番1 | 10号 |

福岡県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|---------------------------------------|-------------------|--------------|
| 南筑後 | 県道 | 高田川線 | 前 | みやま市高田町飯江572番先から みやま市高田町飯江330番1先まで | 10.8 ～ 13.4 | 442.0 |
| | | | 後 | みやま市高田町飯江572番先から みやま市高田町飯江287番1先まで | 10.6 ～ 15.3 | 593.0 |

福岡県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年4月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|------|---------------------------------------|
| 南筑後 | 高田川線 | みやま市高田町飯江572番先から みやま市高田町飯江287番1先まで |

福岡県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|-------------|-------|--------------------------------------|-------------------|--------------|
| 京 築 | 県道 | 長尾田線 稗平島 | 前 | 行橋市大字流末1176番1先から 行橋市大字流末1266番1先まで | 8.7 ～ 20.0 | 110.0 |
| | | | 後 | 行橋市大字流末1176番1先から 行橋市大字流末1266番1先まで | 12.5 ～ 20.0 | 110.0 |

福岡県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年4月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

| | | |
|--------------|---------------------|--------------------------------------|
| 県土整備 事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
| 京 築 | 長尾 稗田 平島 線 | 行橋市大字流末1776番1先から 行橋市大字流末1266番1先まで |

福岡県告示第418号

漁業共済の加入区の設定（平成17年6月福岡県告示第1143号）の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により公示する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

表中

| | | |
|-------|--------------------------------|---|
| 鐘崎加入区 | 鐘崎漁業協同組合の地区 | を |
| 鐘崎加入区 | 宗像漁業協同組合の地区のうち 旧鐘崎漁業協同組合の地区 | に |

改める。

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡須恵町大字植木字大間1421番5、1421番32、1421番33、1425番1、1425番21及び1425番22
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区桜坂一丁目15番37

博洋自動車株式会社

代表取締役 吉田 佳史

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県会計管理局会計課に備え置きます。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の改正に伴い必要となる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年4月15日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか14市町村の平成26年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|---|-------------|
| 北九州市 | 若松区 老松一丁目・二丁目、波打町、大井戸町 ・桜町・中川町・西園町・栄盛川町・深町一丁目の各一部 | 平成26年4月1日から |

| | | |
|------|--|--------------|
| | 小倉南区 沼本町四丁目、沼緑町一丁目、沼本町一丁目・三丁目・沼緑町二丁目・三丁目・沼南町一丁目・二丁目・沼新町一丁目・大字沼・葛原東二丁目の各一部 | 平成27年3月31日まで |
| 福岡市 | 干隈五丁目、干隈六丁目 | 〃 |
| 田川市 | 弓削田・猪国・伊加利・夏吉・伊田の各一部 | 〃 |
| 行橋市 | 大橋二丁目・西宮市二丁目・西宮市三丁目の各一部 | 〃 |
| 小郡市 | 三国が丘・三沢・横隈の各一部 | 〃 |
| 春日市 | 春日原南町 | 〃 |
| 古賀市 | 谷山 | 〃 |
| 宮若市 | 四郎丸・下有木の各一部 | 〃 |
| みやま市 | 瀬高町文廣・瀬高町本郷・瀬高町上庄の各一部 | 〃 |
| 香春町 | 大字香春・大字中津原・大字高野の各一部 | 〃 |
| 糸田町 | 宮川一、中糸田・下糸田の各一部 | 〃 |
| 大任町 | 大行事・今任原の各一部 | 〃 |
| 赤村 | 赤の一部 | 〃 |
| みやこ町 | 犀川本庄の一部 | 〃 |
| 上毛町 | 中村・吉岡・大ノ瀬・八ツ並・垂水・成恒・安雲の各一部 | 〃 |

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年3月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人川筋ジャパンマーベラス

(2) 代表者の氏名

西口 勝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市椿114番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の住民、ひいては日本中・世界中の人に対して、和太鼓を中心とした伝統文化の振興に関する事業を行い、日本文化の継承、健全青少年の育成、地域の活性化に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年3月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人矢部川流域プロジェクト

(2) 代表者の氏名

石永 節生

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市津福今町540番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、県南及び県下の住民や団体等に対して、その資材等に矢部川流域の

あらゆる産物を用いた建築やリフォームに関する事業を行うとともに、既存家屋の維持管理の支援や環境の保全及び伝統産業の振興に関する事業を行い、環境の維持管理に貢献し地産地消、地産地材の確立を目的とする。

公告

城井土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

| 氏名 | 住 所 |
|-------|---------------------|
| 篠田 高久 | 京都郡みやこ町犀川横瀬1232番地 |
| 村上 征男 | 京都郡みやこ町犀川木井馬場180番地 |
| 白川 義男 | 京都郡みやこ町犀川犬丸315番地 |
| 塚田 公記 | 京都郡みやこ町犀川犬丸256番地1 |
| 森原 盛繁 | 京都郡みやこ町犀川木井馬場704番地2 |
| 江島 健介 | 京都郡みやこ町犀川木井馬場1153番地 |
| 宮元 弘満 | 京都郡みやこ町犀川木井馬場337番地2 |
| 石橋 砂男 | 京都郡みやこ町犀川横瀬170番地 |

2 退任監事

| 氏名 | 住 所 |
|-------|---------------------|
| 江藤 秀一 | 京都郡みやこ町犀川犬丸876番地 |
| 野中 邦重 | 京都郡みやこ町犀川木井馬場1683番地 |

3 就任理事

| 氏名 | 住 所 |
|-------|--------------------|
| 篠田 高久 | 京都郡みやこ町犀川横瀬1232番地 |
| 村上 征男 | 京都郡みやこ町犀川木井馬場180番地 |
| 白川 義男 | 京都郡みやこ町犀川犬丸315番地 |
| 塚田 公記 | 京都郡みやこ町犀川犬丸256番地1 |

| | |
|-------|---------------------|
| 森原 盛繁 | 京都郡みやこ町犀川木井馬場704番地2 |
| 江島 健介 | 京都郡みやこ町犀川木井馬場1153番地 |
| 宮元 弘満 | 京都郡みやこ町犀川木井馬場337番地2 |
| 正野 和美 | 京都郡みやこ町犀川横瀬183番地 |

4 就任監事

| 氏名 | 住 所 |
|-------|--------------------|
| 宮元 忠佑 | 京都郡みやこ町犀川木井馬場340番地 |
| 加末 博文 | 京都郡みやこ町犀川横瀬1246番地 |

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

情報システムアウトソーシング業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成26年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社キューデンインフォコム

(2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

221,092,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称及び見込数量

サーバ等設置に係る賃貸借

標準ラック初期導入ラック数 0ラック

標準ラック年間使用ラック数 348ラック

高負荷ラック初期導入ラック数 0ラック

高負荷ラック年間使用ラック数 60ラック

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成26年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社キューデンインフォコム

(2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

標準ラック初期導入経費 1ラック当たり 108,000円

標準ラック月額賃借料 1ラック当たり 149,040円

高負荷ラック初期導入経費 1ラック当たり 324,000円

高負荷ラック月額賃借料 1ラック当たり 343,440円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン宗像

(2) 所在地 福岡県宗像市田久字鍵分642-1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

| | |
|--------|-------|
| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|--------|-------|

城井谷土地改良区
深野土地改良区

平成26年4月14日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町若久町二丁目7番1及び7番13から7番20まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡苅田町苅田623-1
スプリングホーム株式会社
代表取締役 金子 みどり

公告

耳納山麓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

| 氏名 | 住 所 |
|-------|-------------------|
| 高木 典雄 | うきは市浮羽町朝田842番地8 |
| 橋本 政孝 | 久留米市中央町19番地7-907号 |
| 佐々木正徳 | うきは市浮羽町東隈上570番地5 |
| 今村 一夫 | うきは市浮羽町浮羽76番地2 |
| 山崎 良夫 | うきは市浮羽町小塩1557番地3 |
| 佐々木芳幸 | うきは市浮羽町山北1670番地1 |
| 佐々木定利 | うきは市浮羽町山北1725番地 |

| | |
|-------|---------------------|
| 石井 國弘 | うきは市浮羽町古川7番地1 |
| 大石 實 | うきは市吉井町屋部470番地 |
| 内藤 一孝 | うきは市吉井町富永1743番地 |
| 内山 種勝 | うきは市吉井町鷹取1330番地1 |
| 高山 和久 | うきは市吉井町徳丸430番地 |
| 高倉 信行 | 久留米市田主丸町森部53番地4 |
| 西 孝義 | 久留米市田主丸町石垣1264番地 |
| 水城 金男 | 久留米市田主丸町益生田318番地1の2 |
| 吉岡 義憲 | 久留米市田主丸町地徳2285番地 |
| 檜崎 義文 | 久留米市田主丸町地徳1992番地1 |
| 中野 博信 | 久留米市田主丸町竹野2096番地2 |
| 清水 重孝 | 久留米市田主丸町中尾1647番地3 |
| 川津 富夫 | 久留米市草野町吉木3番地 |
| 手島富士雄 | 久留米市山本町豊田345番地1 |
| 幸若 英明 | 久留米市大橋町合楽1086番地 |
| 馬田 洋 | 久留米市善導寺町飯田840番地 |
| 志波 守 | 久留米市太郎原町1761番地1 |
| 古賀 誠一 | 久留米市高良内町321番地 |
| 青山 公明 | 久留米市藤山町1068番地7 |

2 退任監事

| 氏名 | 住 所 |
|-------|------------------|
| 諫山 寛 | うきは市浮羽町三春431番地 |
| 足立 克行 | うきは市吉井町福益1335番地1 |
| 栗木 幹太 | 久留米市田主丸町殖木101番地 |
| 馬場 幸一 | 久留米市善導寺町飯田1038番地 |

3 就任理事

| 氏名 | 住 所 |
|-------|-------------------|
| 高木 典雄 | うきは市浮羽町朝田842番地8 |
| 橋本 政孝 | 久留米市中央町19番地7-907号 |
| 石井 國弘 | うきは市浮羽町古川7番地1 |

| | |
|-------|---------------------|
| 佐々木定利 | うきは市浮羽町山北1725番地 |
| 佐々木芳幸 | うきは市浮羽町山北1670番地1 |
| 橋本 信博 | うきは市浮羽町山北228番地3 |
| 今村 一夫 | うきは市浮羽町浮羽76番地2 |
| 三善 文明 | うきは市浮羽町西隈上565番地 |
| 岩瀬喜久男 | うきは市吉井町屋部646番地3 |
| 鎗水 英俊 | うきは市吉井町福益1579番地 |
| 飯田 諭 | うきは市吉井町富永1238番地1 |
| 安元 正徳 | うきは市吉井町桜井369番地1 |
| 高倉 信行 | 久留米市田主丸町森部53番地4 |
| 田中 富雄 | 久留米市田主丸町石垣441番地3 |
| 水城 金男 | 久留米市田主丸町益生田318番地1の2 |
| 鳥越 文生 | 久留米市田主丸町地徳1927番地 |
| 吉岡 義憲 | 久留米市田主丸町地徳2285番地 |
| 田中 邦彦 | 久留米市田主丸町竹野283番地 |
| 塩足 太助 | 久留米市田主丸町中尾862番地2 |
| 川津 富夫 | 久留米市草野町吉木3番地 |
| 手島富士雄 | 久留米市山本町豊田345番地1 |
| 柳瀬 茂 | 久留米市大橋町合楽136番地 |
| 馬田 洋 | 久留米市善導寺町飯田840番地 |
| 緒方 英徳 | 久留米市山川神代2丁目6番地25号 |
| 古賀 誠一 | 久留米市高良内町321番地 |
| 古賀 幸弘 | 久留米市藤山町88番地3 |

4 就任監事

| 氏名 | 住所 |
|-------|------------------|
| 石井 守 | うきは市浮羽町高見869番地18 |
| 渡辺 満 | うきは市吉井町鷹取1546番地6 |
| 佐藤 春文 | 久留米市田主丸町殖木372番地 |
| 早田 文幸 | 久留米市太郎原町1612番地2 |

公告

三井郡床島堰土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

| 氏名 | 住所 |
|------|-------------------|
| 関 豊一 | 久留米市宮ノ陣町若松1997番地4 |

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年3月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前)

特定非営利活動法人 人材流通センター

(変更後)

NPO法人 創世

(2) 代表者の氏名

浦田 秀樹

(3) 主たる事務所の所在地

(変更前)

福岡県田川市日の出町10番15号

(変更後)

福岡県田川市栄町14番28号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、労働不足に対処しようとする企業、団体に対し外国人研修生・実習生の受け入れ支援や、国産材を普及させる事業などを行い、地域経済活性化、国際貢献あわせて環境の保全に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、企業、団体に対して、障害者受け入れ支援に関する事業を行い、障害者の自立、地域経済活性化、に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年4月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人I' サポート新宮

(2) 代表者の氏名

井上 月子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡新宮町花立花1丁目6番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し個人の尊厳の保持と自立の支援という福祉の基本理念のもとに高齢者及び障がい者に関する福祉及び権利擁護に関する事業を行い、もって、地域の福祉増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年4月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人オーバーカム

(2) 代表者の氏名

藤嶋 勢津子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市南尾337番地9

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、障害者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業や就労支援などを行うとともに地域住民に対しても障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
福岡武道館外8施設電力供給
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成26年1月31日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
丸紅株式会社
 - 住所
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
59,047,888円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成25年12月17日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市中原字藤倉85番2、85番7、85番8、88番1及び88番2

- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
愛知県春日井市南下原町字三番割455番地
株式会社一榮食品
代表取締役 池田 栄一

教育委員会

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合射撃場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

- 名称
福岡県立総合射撃場
- 位置
筑紫野市大字柚須原223-25
- 利用料金の承認年月日
平成26年4月1日
- 利用料金
 - 個人使用の場合

| 種 類 | 単 位 | 区 分 | 料金（1人） |
|---------|-----|--------------------------------|--------|
| ライフル | 1日 | 中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生 | 230円 |
| | | 大 学 生 | 430円 |
| | | その他の者 | 630円 |
| ビームライフル | 1日 | 中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生 | 190円 |

| | | | | |
|------------------------------|------------|-----|--------------------------------|--------|
| 射撃場 | | | 大 学 生 | 390円 |
| | | | その他の者 | 590円 |
| | スモールボアライフル | 1 日 | 中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生 | 500円 |
| | | | 大 学 生 | 700円 |
| | | | その他の者 | 900円 |
| 散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場 | | 1 日 | | 2,500円 |
| 大口径射撃場 | ライフル銃 | 1 日 | | 2,360円 |
| | 散弾銃（スラグ弾） | 1 日 | | 2,770円 |

(2) 占用使用の場合

| 種 類 | | 単 位 | 料 金 |
|------------------------------|------------|------------|-------------------------------|
| ライフル射撃場 | エアライフル | 9時から12時まで | 40円に利用人数を乗じた額及び10,000円の合計額 |
| | | 12時から17時まで | 40円に利用人数を乗じた額及び16,700円の合計額 |
| | | 9時から17時まで | 40円に利用人数を乗じた額及び26,800円の合計額 |
| | スモールボアライフル | 9時から12時まで | 310円に利用人数を乗じた額及び10,000円の合計額 |
| | | 12時から17時まで | 310円に利用人数を乗じた額及び16,700円の合計額 |
| | | 9時から17時まで | 310円に利用人数を乗じた額及び26,800円の合計額 |
| 散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場 | | 1 日 | 1,900円に利用人数を乗じた額及び18,400円の合計額 |
| | | 9時から12時まで | 950円に利用人数を乗じた額及び23,400円の合計額 |

| | | | |
|--------|-----------|------------|-----------------------------|
| 大口径射撃場 | ライフル銃 | 12時から17時まで | 950円に利用人数を乗じた額及び37,800円の合計額 |
| | | 9時から17時まで | 950円に利用人数を乗じた額及び57,300円の合計額 |
| | 散弾銃（スラグ弾） | 9時から12時まで | 950円に利用人数を乗じた額及び29,900円の合計額 |
| | | 12時から17時まで | 950円に利用人数を乗じた額及び46,900円の合計額 |
| | | 9時から17時まで | 950円に利用人数を乗じた額及び71,600円の合計額 |
| | | | |

備考

- 1 料金が日を単位として定められている場合において、使用時間が1日に満たないときは、1日とする。
- 2 「占用使用」とは、ライフル射撃場のエアライフル、スモールボアライフル若しくは大口径射撃場の施設を独占して使用する場合又はスキート射撃場若しくはトラップ射撃場の1面を独占して使用する場合をいう。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県馬術競技場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 名称
福岡県馬術競技場
- 2 位置
古賀市筵内564番地
- 3 利用料金の承認年月日
平成26年4月1日
- 4 利用料金

(1) 個人使用の場合

| 区 分 | 2時間以内 | 超過1時間ごと |
|------|--------|---------|
| 児童生徒 | 890円 | 440円 |
| 一 般 | 1,340円 | 670円 |

(2) 占用使用の場合

| 区 分 | 午前9時から 午後1時まで | 午後1時から 午後5時まで | 午前9時から 午後5時まで |
|---------|------------------|------------------|------------------|
| 馬場馬術競技場 | 7,270円 | 7,270円 | 14,540円 |
| 障害馬術競技場 | 14,540円 | 14,540円 | 29,080円 |
| 覆い馬場 | 11,740円 | 11,740円 | 23,480円 |

(3) 厩舎^{きゅう}

1房につき1日 1,110円

(4) 附属施設

| 区 分 | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午前9時から 午後5時まで |
|-------|----------------|------------------|------------------|
| 会 議 室 | 1,110円 | 1,340円 | 2,460円 |
| 研 修 室 | 2,230円 | 2,790円 | 5,030円 |

備考

- 「児童生徒」とは、小学校の児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒（これらに準ずる者を含む。）をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。
- 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 占用使用の場合、審判棟並びに放送設備及び障害物を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 占用使用及び附属施設使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 名称

福岡県立スポーツ科学情報センター

2 位置

福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号

3 利用料金の承認年月日

平成26年4月1日

4 利用料金

(1) 個人使用の場合

| 種 類 | 単 位 | 区 分 | 料金（1人） |
|------------|-----|------|--------|
| アリーナ | 2時間 | 一 般 | 310円 |
| | | 児童生徒 | 150円 |
| トレーニング室 | 2時間 | 一 般 | 360円 |
| | | 児童生徒 | 180円 |
| クライミングウォール | 2時間 | 一 般 | 300円 |
| | | 児童生徒 | 150円 |
| ボルダリングウォール | 2時間 | 一 般 | 300円 |
| | | 児童生徒 | 150円 |

(2) 占用使用の場合

| 種 類 | 時 間 | アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合 | 左記の場合で入場料を徴収する場合 | その他の目的に使用する場合 |
|-----|----------------|---------------------------|------------------|---------------|
| | 9時から 12時まで | 8,460円 | 25,400円 | 110,070円 |
| | 13時から 17時まで | 11,280円 | 33,870円 | 146,770円 |

| | | | | |
|---------|----------------|---------|---------|----------|
| メインアリーナ | 18時から 21時まで | 10,660円 | 31,980円 | 138,610円 |
| | 9時から 17時まで | 19,750円 | 59,270円 | 256,850円 |
| | 13時から 21時まで | 21,950円 | 65,850円 | 285,390円 |
| | 9時から 21時まで | 30,420円 | 91,260円 | 395,470円 |
| サブアリーナ | 9時から 12時まで | 4,070円 | 12,230円 | 53,000円 |
| | 13時から 17時まで | 5,430円 | 16,300円 | 70,660円 |
| | 18時から 21時まで | 5,120円 | 15,360円 | 66,590円 |
| | 9時から 17時まで | 9,510円 | 28,530円 | 123,670円 |
| | 13時から 21時まで | 10,550円 | 31,670円 | 137,260円 |
| | 9時から 21時まで | 14,630円 | 43,900円 | 190,260円 |
| 多目的アリーナ | 9時から 12時まで | 3,760円 | 11,280円 | 48,920円 |
| | 13時から 17時まで | 5,010円 | 15,050円 | 65,230円 |
| | 18時から 21時まで | 4,700円 | 14,110円 | 61,150円 |
| | 9時から 17時まで | 8,780円 | 26,340円 | 114,150円 |
| | 13時から 21時まで | 9,720円 | 29,160円 | 126,380円 |
| | 9時から 21時まで | 13,480円 | 40,450円 | 175,310円 |
| | 9時から 12時まで | 2,760円 | 8,300円 | 35,990円 |

| | | | | |
|------------|----------------|--------|---------|----------|
| クライミングウォール | 13時から 17時まで | 3,690円 | 11,070円 | 47,990円 |
| | 18時から 21時まで | 3,480円 | 10,450円 | 45,320円 |
| | 9時から 17時まで | 6,460円 | 19,380円 | 83,980円 |
| | 13時から 21時まで | 7,170円 | 21,530円 | 93,310円 |
| | 9時から 21時まで | 9,940円 | 29,840円 | 129,310円 |
| ボルダリングウォール | 9時から 12時まで | 1,530円 | 4,610円 | 19,990円 |
| | 13時から 17時まで | 2,050円 | 6,150円 | 26,660円 |
| | 18時から 21時まで | 1,940円 | 5,840円 | 25,320円 |
| | 9時から 17時まで | 3,580円 | 10,760円 | 46,650円 |
| | 13時から 21時まで | 3,990円 | 11,990円 | 51,990円 |
| | 9時から 21時まで | 5,530円 | 16,610円 | 71,980円 |

(3) 宿泊室

| 種類 | 単位 | 区分 | 料金(1人) |
|---------|----|------|--------|
| 宿泊室(洋室) | 1泊 | 一般 | 3,130円 |
| | | 児童生徒 | 1,560円 |
| 宿泊室(和室) | 1泊 | 一般 | 1,350円 |
| | | 児童生徒 | 670円 |

(4) 附属施設

| 施設名 | 料 金 |
|-------|-------------|
| 会議室 | 1時間につき 460円 |
| 第1研修室 | 1時間につき 460円 |

| | | |
|-------|--------|------|
| 第2研修室 | 1時間につき | 360円 |
| 第3研修室 | 1時間につき | 880円 |
| 第4研修室 | 1時間につき | 990円 |
| 和室 | 1時間につき | 670円 |
| 視聴覚室 | 1時間につき | 940円 |

備考

- 「占有使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

| 種別 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
|---------------|---------------|---------|--|
| 得点表示盤 | 一式1回(1日) | 2,500円 | 移動式 |
| 放送設備 | 一式1回(1日) | 3,130円 | |
| 掲示板支持装置A | 1平方メートル1回(1日) | 3,130円 | スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。) 広告掲示物の掲出を含む。1平方メートル未満の端数は、切り上げる。 |
| | 1平方メートル1回(1日) | 6,270円 | |
| 掲示板支持装置B | 1平方メートル1回(1日) | 1,040円 | |
| バレーボール用フロアコート | 一式1回(1日) | 67,000円 | |
| テニス用フロアコート | 一式1回(1日) | 40,030円 | |
| バドミントン用フロアコート | 一式1回(1日) | 15,990円 | |
| いす | 1脚1回(1日) | 120円 | 観客用折りたたみいす |
| フロアシート | 1枚1回(1日) | 810円 | |
| コインロッカー | 1回 | 50円 | |

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

- 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使

用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算した額とする。

| 区分 | 利用料金 |
|-----|-------|
| 電気 | 実費相当額 |
| 冷暖房 | 実費相当額 |

- 占有使用の場合、本部室及び放送室並びに放送設備を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 占有使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。
- 使用時間を超過したときの額は、個人使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額とし、占有使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。
- 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。
- 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。
- 「児童生徒」とは、小学校の児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒(これらに準ずる者を含む。)をいい、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。
- メインアリーナ及び多目的アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で、サブアリーナ及び和室は、2分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例(昭和63年福岡県条例第21号)第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合プールの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立総合プール

2 位置

福岡市博多区東平尾公園二丁目1番3号

3 利用料金の承認年月日

平成26年4月1日

4 利用料金

(1) 個人使用の場合

| 種類 | 期間 | 単位 | 区分 | 料金(1人) |
|---------|--------------------------------|----|----|--------|
| プール | 7月1日から9月30日まで | 1回 | 一般 | 550円 |
| | | | 生徒 | 330円 |
| | | | 児童 | 220円 |
| | 10月15日から翌年6月30日まで(25メートルプールのみ) | 1回 | 一般 | 780円 |
| | | | 生徒 | 440円 |
| | | | 児童 | 330円 |
| スケートリンク | 11月1日から翌年4月10日まで | 1回 | 一般 | 1,070円 |
| | | | 生徒 | 770円 |
| | | | 児童 | 570円 |

ただし、プールにおいて1回あたりの利用時間が2時間以内の場合は次のとおりとする。

| 種類 | 期間 | 単位 | 区分 | 料金(1人) |
|-----|--------------------------------|----|----|--------|
| プール | 7月1日から9月30日まで | 1回 | 一般 | 410円 |
| | | | 生徒 | 310円 |
| | | | 児童 | 210円 |
| | 10月15日から翌年6月30日まで(25メートルプールのみ) | 1回 | 一般 | 410円 |
| | | | 生徒 | 310円 |
| | | | 児童 | 210円 |

(2) 占用使用の場合

| 種類 | 期間 | 時間 | 50メートルプール スケートリンク | | | 25メートルプール | | 飛込プール | | |
|---------|--|------------|---------------------------|------------------|---------------|---------------------------|------------------|---------------------------|-------------------|-------------------|
| | | | アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合 | 左記の場合で入場料を徴収する場合 | その他の目的に使用する場合 | アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合 | 左記の場合で入場料を徴収する場合 | アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合 | 左記の場合で入場料を徴収する場合 | その他の目的に使用する場合 |
| プール | 5月20日から9月30日まで(25メートルプールにあっては、7月1日から9月30日まで) | 9時から13時まで | 49,210円 | 147,650円 | 295,300円 | 33,550円 | 100,670円 | 1時間につき 5,590円 | 1時間につき 16,770円 | 1時間につき 33,550円 |
| | | 13時から17時まで | 49,210円 | 147,650円 | 295,300円 | 33,550円 | 100,670円 | | | |
| | | 17時から21時まで | 61,520円 | 184,560円 | 369,120円 | 41,380円 | 124,160円 | | | |
| | | 9時から17時まで | 98,430円 | 295,300円 | 590,600円 | 67,110円 | 201,340円 | | | |
| | | 13時から21時まで | 110,730円 | 332,210円 | 664,430円 | 74,940円 | 224,830円 | | | |
| | | 9時から21時まで | 159,950円 | 479,860円 | 959,730円 | 108,500円 | 325,500円 | | | |
| | 10月15日から翌年6月30日まで | 9時から13時まで | | | | 50,330円 | 151,000円 | | | |
| | | 13時から17時まで | | | | 50,330円 | 151,000円 | | | |
| | | 17時から21時まで | | | | 62,630円 | 187,920円 | | | |
| | | 9時から17時まで | | | | 100,670円 | 302,010円 | | | |
| | | 13時から21時まで | | | | 112,970円 | 338,920円 | | | |
| | | 9時から21時まで | | | | 163,310円 | 489,930円 | | | |
| スケートリンク | 11月1日から翌年4月10日まで | 9時から13時まで | 64,870円 | 194,630円 | 389,260円 | | | | | |
| | | 13時から17時まで | 64,870円 | 194,630円 | 389,260円 | | | | | |
| | | 17時から21時まで | 81,650円 | 244,960円 | 489,930円 | | | | | |
| | | 9時から17時まで | 129,750円 | 389,260円 | 778,520円 | | | | | |
| | | 13時から21時まで | 146,530円 | 439,600円 | 879,200円 | | | | | |
| | | 9時から21時まで | 211,410円 | 634,230円 | 1,268,460円 | | | | | |

(3) 附属施設

| 施設名 | 料金 |
|-----|-------------|
| 会議室 | 1時間につき 550円 |

備考

- 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

| 種 別 | 単 位 | 利用料金 | 備 考 |
|---------------|---------------|---------|----------------------------|
| 電光掲示板 | 一式1回(1日) | 13,420円 | 固定式 |
| 電光掲示板 | 一式1回(1日) | 6,710円 | 移動式 |
| 自動計時装置 | 一式1回(1日) | 3,350円 | タッチボード等 |
| 水球用35秒計 | 一式1回(1日) | 3,350円 | |
| 放送設備 | 一式1回(1日) | 3,350円 | |
| 水泳競技用具 | 一式1回(1日) | 3,350円 | 競技種目別 |
| ペースタイマー | 一式1回(1日) | 3,350円 | |
| 審判台 | 1組1回(1日) | 1,110円 | 水球用 |
| 掲示板支持装置A | 1平方メートル1回(1日) | 3,350円 | スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。) |
| 掲示板支持装置A | 1平方メートル1回(1日) | 6,710円 | スポーツ大会以外の場合(長期継続使用の場合を除く。) |
| 掲示板支持装置B | 1平方メートル1回(1日) | 1,110円 | 長期継続使用の場合 |
| アイスホッケーゴールポスト | 一式1回(1日) | 3,350円 | |
| コインロッカー | 1回 | 50円 | |

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

3 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算した額とする。

| 区 分 | 利 用 料 金 |
|-------|-----------|
| 電 気 | 実 費 相 当 額 |
| 冷 暖 房 | 実 費 相 当 額 |

4 占有使用の場合、競技役員室、選手招集室及び放送室並びに放送設備及びコースロープを使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。

5 占有使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律

第178号)に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。

6 占有使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

7 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。

8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。

9 「児童」とは幼児及び小学校の児童を、「生徒」とは中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒(これらに準ずる者を含む。)をいい、「一般」とは児童及び生徒以外の者をいう。

10 保護者が同伴する児童については、保護者1人につき、当該児童1人を無料とする。ただし、団体で使用する場合を除く。

公告

福岡県立久留米スポーツセンター条例(昭和49年福岡県条例第20号)第6条第2項の規定に基づき、福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月25日

福岡県知事 小川 洋

- 名称
福岡県立久留米スポーツセンター
- 位置
久留米市東櫛原町173番地
- 利用料金の承認年月日
平成26年4月1日
- 利用料金
(1) 陸上競技場

| 区 分 | | | 4時間以内 | 4時間を超えて 8時間以内 | 超過1時間ごと | |
|------------------|------------------|-------------|-------|------------------|---------|--------|
| 競 技 場 | 占 用 使 用 | 入場料を徴収しない場合 | 児 童 徒 | 3,280円 | 6,450円 | 850円 |
| | | | 一 般 | 8,150円 | 16,190円 | 2,030円 |
| | | 入場料を徴収する場合 | | 32,390円 | 64,780円 | 6,450円 |
| 個人使用 | 児 童 徒 | 単 券 | 40円 | 回数券 (11枚) | 400円 | |
| | | | 50円 | | 500円 | |
| 附 属 施 設 | 会 議 室 | 1時間につき | 150円 | | | |
| | 合 宿 所 | 児 童 徒 | 1泊 | 1人 | 320円 | |
| | | 一 般 | | 1人 | 480円 | |
| 浴 室 | 1回 | 810円 | | | | |

(2) 補助競技場

| 区 分 | | | 4時間以内 | 4時間を超えて 8時間以内 | 超過1時間ごと |
|-------------|------------------|-------|--------|------------------|---------|
| 競 技 場 | 占 用 使 用 | 児 童 徒 | 850円 | 1,580円 | 210円 |
| | | 一 般 | 3,280円 | 6,450円 | 810円 |
| | 個人使用 | 児 童 徒 | 無 料 | | |
| 一 般 | | 無 料 | | | |

(3) 体育館

| 区 分 | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後9時まで | 午前9時から 午後5時まで | 午後1時から 午後9時まで | 午前9時から 午後9時まで |
|-----|-----|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 平 日 | 3,650円 | 4,870円 | 6,080円 | 8,520円 | 10,950円 | 14,610円 |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|-------------|---------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 競 技 場 | 占 用 使 用 | 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツのために利用する場合 | 土・日・休日 | 4,870円 | 6,080円 | 7,300円 | 10,950円 | 13,390円 | 18,260円 |
| | | | その他の場合 | 平 日 | 18,260円 | 24,350円 | 30,440円 | 42,620円 | 54,790円 | 67,580円 |
| | | 入場料を徴収する場合 | アマチュアスポーツのために利用する場合 | 土・日・休日 | 21,910円 | 29,220円 | 36,530円 | 51,140円 | 65,760円 | 80,980円 |
| | | | その他の場合 | 平 日 | 10,950円 | 14,610円 | 18,260円 | 25,570円 | 32,880円 | 40,550円 |
| | 個人使用 | 2時間につき | 児 童 徒 | 100円 | | | | | | |
| | | | | 一 般 | 240円 | | | | | |
| 附 属 施 設 | 会 議 室 | 1時間につき | 240円 | | | | | | | |
| | ト レ ー ニ ング 室 | 1回（個人使用） | 180円 | | | | | | | |
| | シ ャ ワ ー 室 | 1人 | 70円 | | | | | | | |

(4) テニスコート

| 区 分 | | 金 額 | | | |
|--------------|--------|---------------|-----|--------|--------------|
| 競 技 場 | 占用使用1面 | 2時間以内 480円 | | | |
| | 個人使用 | 児童生徒 2時間以内 | 単 券 | 100円 | 回数券 (11枚) |
| 一 般 2時間以内 | | 190円 | | 1,900円 | |

備考

1 「占有使用」とは競技大会、講習会その他催物等において、施設を独占的に使

用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。

- 2 「児童生徒」とは小学校児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。
- 3 「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する「休日」を、「平日」とはこれら以外の日をいう。
- 4 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

| 種類 | 設備・器具名 | 単 位 | 利用料金 |
|-----------|-----------|----------------------|--------|
| 陸上競技場 | 放送設備 | 一式 1日 | 1,210円 |
| | ロッカー | 1回 | 20円 |
| | 湯沸し設備 | 1日 | 360円 |
| | 競技用器具 | 一式 1日 | 1,210円 |
| | 天幕 | 1張 1日 | 120円 |
| | 長机 | 1脚 1回 | 20円 |
| | 椅子 | 1脚 1回 | 10円 |
| | 全自動電気計時装置 | 一式 1日 | 3,130円 |
| | 体育 | 放送設備 | 一式 1回 |
| 照明設備 | | 一式 1回 | 2,430円 |
| ロッカー | | 1回 | 20円 |
| 電光得点表示盤 | | 一式 1回 | 240円 |
| 30秒タイマー計 | | 一式 1回 | 120円 |
| ファール回数表示器 | | 一式 1回 | 120円 |
| タイムアウト要求器 | | 一式 1回 | 120円 |
| 8ミリ映写機 | | 1台 1回 (スクリーンを含む。) | 1,820円 |
| 幻灯機 | | 1台 1回 (スクリーンを含む。) | 1,210円 |
| スクリーン | | 一式 1回 | 600円 |
| 長机 | | 1脚 1回 | 20円 |
| 椅子 | | 1脚 1回 | 10円 |

| | | | |
|--------|------------|--------------|--------|
| 館 | バスケットボール | 1面 1回 | 360円 |
| | ミニバスケットボール | 1面 1回 | 240円 |
| | バレーボール | 1面 1回 | 240円 |
| | ハンドボール | 1面 1回 | 360円 |
| | バドミントン | 1面 1回 | 120円 |
| | 卓球 | 1台 1回 | 120円 |
| | 器械体操用具 | 1種目(1セット) 1回 | 120円 |
| テニスコート | 放送設備 | 一式 1日 | 1,210円 |
| | 湯沸し設備 | 1日 | 360円 |
| | 競技用器具 | 一式 1日 | 1,210円 |
| | 天幕 | 1張 1日 | 120円 |
| | 長机 | 1脚 1回 | 20円 |
| | 椅子 | 1脚 1回 | 10円 |

- 5 利用者（アマチュアスポーツのために利用する場合を除く。）が利用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、この表に掲げる額に、最高額の入場料又はこれに相当する料金に50を乗じて得た額に利用日数を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 利用者が体育館を占有使用する場合において、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときは、この表に掲げる額に、次に掲げる額を加算した額とする。

| 区 分 | 利 用 料 金 |
|-------|-----------|
| 電 気 | 実 費 相 当 額 |
| 冷 暖 房 | 実 費 相 当 額 |

監査委員

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成25年11月11日25監総第573号）に基づき、措置を講じた旨の通知が

あったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年4月25日

| | |
|---------|---------|
| 福岡県監査委員 | 小 串 正 伸 |
| 同 | 伊 藤 龍 峰 |
| 同 | 行 正 晴 實 |
| 同 | 田 中 正 勝 |

25 行経第 2023 号

平成 26 年 3 月 6 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
 同 伊 藤 龍 峰 殿
 同 行 正 晴 實 殿
 同 田 中 正 勝 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について (通知)

平成 25 年 1 1 月 1 1 日 25 監総第 5 7 3 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

| 対象機関名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|----------------------|--|--|
| 保健医療介護部 保健医療介護総務課 | 災害救助費負担金収入において、調定が遅延していた。 | 職員の財務会計制度に関する知識、理解の向上を図るとともに、組織として会計処理の状況を常時管理し、計画的な事務処理に努める。 |
| 保健医療介護部 介護保険課 | 受講試験手数料において、財務規則によらず、消印実績額と異なる額で消印証紙日計表が作成されていた。 | 領収証紙の消印の際には、正確な有効受付数の把握のため、証紙を実際に数えて確認を行い、組織として適正な事務に努める。 |
| 保健医療介護部 介護保険課 | 介護保険苦情処理業務支援補助金について、補助金の履行確認が行われていなかった。 | 実績報告書の受領に先立ち、当該年度末までに履行状況の確認を行い確認書を作成するとともに、組織として事務処理の漏れがないよう努める。 |
| 環境部 廃棄物対策課 | 補助金の交付決定について、事務決裁規程に基づく決裁をとっていなかった。 また、支出負担行為 | 起案者において、決裁権者や会計管理者への合議の必要性の有無等について確認できるチェックリスト及び事務決裁規程を添付することとする等、チェック体制を強化し再発防止策を講じた。 |

| | | |
|------------------|--|---|
| | 決議書について、財務規則に基づく会計管理者への事前合議がなされていないなかった。 | |
| 商工部 中小企業経営金融課 | 小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて増加している。 | <p>事業継続中の延滞先に対しては、事業所訪問や組合及び組合員の決算書の徴求により定期的に経営状況を把握し、経営の安定化と償還指導により償還金の増額交渉に努めている。</p> <p>また、事業を休廃止している延滞先に対しては、連帯保証人の所得や資産調査を継続し、担保物件の処分や連帯保証人への督促等により延滞債権の回収に努めるとともに、回収困難な債権については徴収停止措置や不納欠損処理等の整理を迅速に進めていく。</p> <p>上記延滞先への債権回収に向けた取組に加え、条件変更先への保証人調査の強化や中小機構のアドバイザー派遣事業の活用等により、新規延滞の発生防止に向けて一層努力していく。</p> |
| 県土整備部 港湾課 | 認可申請手数料において、領収証紙の消印が漏れていた。 | 認可申請日の把握並びに消印及び日計表の確認を複数人で行うことで、再発防止に努める。 |

注意事項

| 対象部局名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|----------|---|--|
| 企画・地域振興部 | 調定決議後に納入通知書の発行、送付が遅れていた。 | 複数人によるチェック体制を整備し再発防止に努める。 |
| 新社会推進部 | 食糧費に係る支払いが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律によらず、遅延していた。 | 係ごとに支払管理簿を作成し、係長が支払いの進捗管理を行うようにした。また、担当が業務多忙の折は別の職員が代わって支払い処理を行うなど、係内のサポート体制を整備し、支払遅延防止に取り組んでいる。 |

| | | |
|-------|---|--|
| 福祉労働部 | 心身障害者扶養共済制度掛金収入において、収入未済額が前年度に比べて増加している。 | <p>滞納者ごとの状況を整理の上、長期滞納者に対しては市町村を通じて呼びかけを行うとともに、督促状発送後の納付を繰り返す者に対しては電話連絡による早期納付の呼びかけ等を実施した。</p> <p>未収金防止策としては、市町村を通じ新規加入者への制度周知を図った。</p> <p>これらの取組の結果、平成 2 5 年度には、3 名について滞納分全額が納付され、1 名については支払困難の判断から自主脱退となった。</p> <p>また、収入未済の解消に向け、未収金回収のためのマニュアルを作成中である。</p> |
| 環境部 | 委託契約において、財務規則及び通達によらず、契約締結後に事前決裁が行われる等の契約事務が行われていた。また、賃貸借契約において、財務規則及び通達によらず、契約締結日前に支出負担行為を行う等の契約事務が行われていた。 | 起案者において契約事務の手順等について確認を行うチェックリストを添付することとする等、チェック体制を強化し再発防止策を講じた。 |
| 農林水産部 | 行政財産使用料において、財務規則によらず調定が遅延していた。 | チェック体制を強化するとともに、職員に対し財務規則に基づき事務処理を行うよう再度周知徹底を行った。 |

公安委員会

福岡県公安委員会告示第103号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成26年4月25日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|-------------------------------|--|-------------------------------------|
| 平成26年6月19日（木）から同年6月26日（木）までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|------|------|------|
| | | |

| | | |
|-------------------------------|---|-------------------------------------|
| 平成26年6月24日（火）から同年6月26日（木）までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |
|-------------------------------|---|-------------------------------------|

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
42名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以

下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成26年6月2日(月)から同年6月4日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書(1級)の写し

c ウに該当する者

合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第104号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規

則」という。）第7条の規定により公示する。

平成26年4月25日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|---------------|----------------|-------------------------------------|
| 平成26年7月28日（月） | 午前9時から午後6時までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|---------------|----------------|-------------------------------------|
| 平成26年7月29日（火） | 午前9時から午後6時までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置

に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成26年6月2日（月）から同年6月4日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限り。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を含め定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45

分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第105号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成26年4月25日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
- (2) 交通誘導警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務2級

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|--------------|----------------|-------------------------------------|
| 平成26年8月5日（火） | 午前9時から午後6時までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

- (2) 交通誘導警備業務1級

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|--------------|----------------|-------------------------------------|
| 平成26年8月6日（水） | 午前9時から午後6時までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

(2) 交通誘導警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成26年6月30日（月）から同年7月2日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務2級 16,000円

イ 交通誘導警備業務1級 14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>）で確認することができる。

(5) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

福岡県公安委員会告示第106号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成26年4月25日

福岡県公安委員会

1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|--------------|----------------|-------------------------------------|
| 平成26年8月7日（木） | 午前9時から午後6時までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 審査定員

30名

4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 受付期間

平成26年6月30日（月）から同年7月2日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通
- (イ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (ウ) 旧合格証の写し

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合
なし

(3) 審査手数料

4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

(4) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行

い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であつても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

福岡県公安委員会告示第107号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定

合格者審査（以下「書面審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

平成26年4月25日

福岡県公安委員会

1 書面審査期間

平成26年6月1日（日）から同年7月31日（木）までの間

※ 福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 書面審査対象者

(1) 旧検定に合格した者であつて、検定規則施行の際（平成17年11月21日現在）、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けていること。

(2) 旧検定に合格した者であつて、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習（以下「指定講習」という。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

4 書面審査申請手続等

(1) 受付期間

県の休日を除く、平成26年6月1日（日）から同年7月31日（木）までの、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受付場所

ア 前記3(1)ア又は同3(2)アに該当する者
住所地を管轄する警察署

イ 前記3(1)イ又は同3(2)イに該当する者
営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 前記3(1)ウ又は同3(2)ウに該当する者
旧合格証の交付を受けた警察署

(3) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 審査申請書（検定等規則別記様式）1通

※ 同申請書には、申請者本人の押印が必要。

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1枚

(ウ) 旧合格証の写し

(エ) 前記3の審査対象に該当することを疎明する書面（下記a又はbのいずれか1つ）

a 前記3(1)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）

b 前記3(2)に該当する者

検定規則の施行の際、現に指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（指定講習講師従事証明書等）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合
なし

5 申請方法

(1) 前記4(1)の受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、前記4(3)に掲げる必要書類を提出すること。

(2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(3) 手数料

書面審査については、手数料を徴収しない。

6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

7 その他

(1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第113号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟

銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成26年4月25日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|---------------------------------|--------------------------------------|--------|--------|
| 平成26年6月5日（木） 9：00～17：00（原則） | 福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場 | トラップ射撃 | 各日18名 |
| 平成26年6月12日（木） 9：00～17：00（原則） | | | |
| 平成26年6月19日（木） 9：00～17：00（原則） | | | |

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|--------------------------------|--------------------------------------|---------------|--------|
| 平成26年6月5日（木） 9：00～17：00（原則） | 福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場 | 大口径 ライフル射撃 | 15名 |

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）
3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

(5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。

(6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。

(7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。

(8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。